

## 令和2年 第23回帯広市教育委員会会議録

1. 令和2年 10月30日 金曜日 16時15分 ～ 17時30分  
帯広市教育委員会会議を帯広市役所 10階第5B会議室に招集する。

### 2. 本日の出席者

教 育 長	池 原 佳 一
教 育 委 員	田 中 厚 一
教 育 委 員	藤 澤 郁 美

### 3. 本日の議事日程

- |      |                                                |
|------|------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について                                 |
| 日程第2 | 議案第61号 令和3年度帯広市立高等学校の入学者募集について                 |
| 日程第3 | 報告第21号 公立学校情報機器整備費補助金に係る計画について                 |
| 日程第4 | 報告第22号 帯広市立学校における「携帯電話の取扱いに関する基本的な指導方針」の策定について |
| 日程第5 | その他(1) 帯広市議会9月定例会の報告について                       |
|      | その他(2) 今後の事業予定について                             |
|      | その他(3) 寄附受納について                                |
|      | その他                                            |
| 日程第6 | 議案第60号 職員の人事について【非公開】                          |
| 日程第7 | 議案第62号 令和2年度帯広市市民文芸賞及び市民文芸準賞の決定について【非公開】       |
| 日程第8 | 報告第20号 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について【秘密会】            |

池原教育長

ただ今から、令和 2 年第 23 回帯広市教育委員会会議を開会いたします。

佐々木委員及び塩野谷委員より欠席の届け出を受けているため、出席委員は 3 名であります。

会議は成立しております。

ここで諸般の報告をいたします。

(佐藤企画総務課長 報告)

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、田中委員及び藤澤委員を指名いたします。

日程第 2、議案第 61 号、令和 3 年度帯広市立高等学校の入学者募集についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

広瀬 部長

議案第 61 号、令和 3 年度帯広市立高等学校の入学者募集につきましてご説明申し上げます。議案書 3 ページでございます。本案は令和 3 年度帯広市立南商業高等学校の入学者選抜につきまして、募集内容を定め、告示しようとするものでございます。募集人員は 200 名、このうち推薦による入学者は全体の 50%の 100 名を予定しています。出願書類の受付期間は、一般入試・推薦入試ともに、令和 3 年 1 月 19 日午前 9 時から令和 3 年 1 月 22 日正午までとし、提出先は帯広南商業高等学校としております。なお、これに先立ちまして、北海道教育委員会より、令和 2 年 9 月 30 日付で道立高等学校入学者選抜実施要項が定められた旨の通知がありましたことから、当委員会事務局におきまして、北海道教育委員会の要項に準じ、帯広市立南商業高等学校の入学者募集要項を決定しております。その概要につきましては、推薦入試の面接は令和 3 年 2 月 10 日、また、一般入試の学力検査は令和 3 年 3 月 3 日に、それぞれ帯広南商業高等学校を会場に実施し、合格者の発表は令和 3 年 3 月 16 日午前 10 時から、合格者の受験番号を帯広南商業高等学校のホームページに掲載するとともに、本人に通知いたします。加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続していることを踏まえ、出願者が学校保健安全法第 19 条で出席停止の扱いが定められている感染症に感染又はその疑いがあることなどにより、学力検査を受験できなくなってしまう場合に備え、本年度より追検査の機会を設けます。追検査は令和 3 年 3 月 17 日に帯広南商業高等学校を会場に実施し、合格者の発表は令和 3 年 3 月 19 日に本人に通知いたします。説明は以上です。

これから質疑に入ります。

ありません。

別になければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第 61 号、令和 3 年度帯広市立高等学校の入学者募集について

池原教育長  
各 委 員  
池原教育長

は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員  
池原教育長

異議なし。

ご異議なしと認め、議案第 61 号は決定されました。

日程第 3、報告第 21 号、公立学校情報機器整備費補助金に係る計画についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

広瀬 部長

報告第 21 号、公立学校情報機器整備費補助金に係る計画についてご説明いたします。議案書の 11 ページでございます。本件につきましては、GIGA スクール構想に基づき、令和 2 年度に整備を行う児童生徒 1 人 1 台端末整備に係る国の公立学校情報機器整備費補助金の申請にあたり、ICT 活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画外 2 件の計画を作成したものであります。計画の取扱いにつきましては、教育委員会会議に報告した上で市ホームページ等にて公表することといたしましたことから、当該計画について報告するものでございます。これらの計画については、国が補助申請にあたり提示した様式に基づき、帯広市の取り組み等を記載したものでございます。最初に ICT 活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画につきましては、1 人 1 台端末導入後の活用について、各年度の ICT 活用目標を設定するとともに、達成状況を踏まえたフォローアップの手法を記載したものでございます。次に、通信ネットワーク環境整備計画につきましては、1 人 1 台環境で支障なく ICT 機器を活用した学習活動が行われるよう、高速大容量通信ネットワーク環境の整備の取り組み内容について記載したものでございます。次に学習者用コンピュータ配備計画につきましては、児童生徒用 1 人 1 台端末整備に係る計画を記載したものでございます。なお、広域・大規模での共同調達実施計画につきましては、都道府県単位等で共同調達を行う場合に、その概要を記載するものですが、北海道においては共同調達を行わないとされたことから、作成しないものとしたところでございます。計画の取扱い等に関する事項につきましては、計画の位置付けや公表の取扱いを記載するものであり、策定が努力義務とされている、学校教育情報化推進計画を念頭に置いたものとするを記載したほか、教育委員会会議へ報告の後、ホームページで公表するものとしたものでございます。報告は以上です。

池原教育長  
藤澤 委員

これから質疑に入ります。

ICT 活用について、2019 年度の状況では、小学校高学年、中学校において、週 1 回程度から月 1 回程度活用、2020 年度は各クラス 1 日 1 から 2 回以上活用と書かれていますが、具体的にどのようなことか教えていただけますか。

藤沼 課長

まず、2019 年度、昨年度の状況でございますが、各学校のパソコン

ン教室でのICT利活用の状況について記載させていただいたものでございます。2020年度につきましては、今現在、1人1台端末の整備を行っているところでございまして、端末の納入、また利用できる環境、無線LANの整備などが整うのが、この後、年度末にかけてという形になるので、端末整備について、今年度、実際に利用がしっかり進むところまでは環境整備が整わない見込みでございませうけれど、この計画を作成した時点においては、このような考え方で可能な限り使っていきたいとして、整備をさせていただいたものでございます。今後は市のホームページで公表してまいりますので、計画は計画として提示はしつつも、現状を踏まえた注釈等を加えることで誤解のないような形で周知をしてまいりたいと考えております。以上です。

藤澤 委員  
田中 委員

ありがとうございます。

些末な話で恐縮ですが、この計画書に出ていないことでも構いませんか。

池原教育長  
田中 委員

はい。

各小学校、中学校で1人1台ということは、相当数のタブレットが入ってくることになると思います。その管理の関係はどのような状況で進んでいるのでしょうか。要するに学校に置くわけですから、どのような扱いになるのか、もしかしたら、規程なども整備することにもなるかもしれません。もう1点は保険について、子どもが壊してしまったとか、傷が付いたとか、または動かなくなる、紛失など、そういうことについて、どのような対応を取られるのか教えていただきたいと思っております。

藤沼 課長

1人1台端末納入後、運用の部分になりますけれども、通常時は各クラスに充電しつつ保管できる充電保管庫というキャビネットを整備し、そこに保管し、使用する度にそこから出して使用するという運用を考えております。いざ使う段階で電源が入らないことも考えられますので、各学校に予備機を用意し、支障のないような運用を考えております。例えば、授業を行っている最中に端末を取りに行くなど、授業が止まることのないような手法を学校に提示できるよう検討している最中でございます。保険につきましては、メーカーの初期対応として1年間の保証が付いておりますが、それ以上の延長保証は付けておりません。ただ、実際に子どもたちが利用する端末ですので、落としたり、壊れる可能性も十分あると思っております。それに備えてMIL規格という、米軍の規格になるのですが、丈夫な端末を選定したことで対応した部分が1つと、仮に壊れた場合には修繕を行いますし、その間については、各学校に一定程度予備機を配置できる見込みですので、予備機を活用していただく運用を考えてございます。運用の部分につきましては、現在、民間事業

者に委託を行いながら、詳細について詰めているところでございます。その後、学校とも調整を行いながら、新年度に向けて整理して示していけるよう考えてございます。以上です。

田中 委員  
池原教育長

ありがとうございます。

他になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

日程第4、報告第22号、帯広市立学校における「携帯電話の取扱いに関する基本的な指導方針」の策定についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

村松 参事

報告第22号、帯広市立学校における「携帯電話の取扱いに関する基本的な指導方針」の策定についてご報告します。議案書は19ページからとなります。携帯電話を巡る社会環境につきましては、日々大きく変化しており、技術の進歩に伴い、その所持については単なる連絡手段としての携帯電話から、インターネットを介しての検索機能やSNS、ゲーム機能などの使い方ができるスマートフォンへと変化をしております。その性能の高さから、学校への持ち込みについては配慮を要するところであります。一方、携帯電話は近年の災害発生時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた際の緊急連絡手段として活用されることが期待されています。このような背景から令和2年7月31日、文部科学省通知、「学校における携帯電話の取扱い等について」により、特に中学校における携帯電話の所持について、地域の実情に応じて、一定の基準を定めた場合には、学校への持ち込みを許可することができる旨が通知されたところであります。このことを受け、令和2年8月11日、北海道教育委員会より「学校における携帯電話の取扱い等について」により、北海道としての基本的な指導方針が通知されたところであります。同通知では市町村教育委員会においては、市町村の実情に応じて、学校における携帯電話の取扱いに関する基本的な指導方針を定め、所管する学校に指導、助言することとなっております。そこで本市といたしましては、帯広市立学校の管理職、生徒指導担当教職員へのアンケート、さらに児童生徒からの声をもとに、帯広市PTA連合会との協議を経まして、地域の実態を踏まえた上で、携帯電話の取扱いに関する基本的な指導方針をこの度、策定したものであります。お手元の資料について順次ご説明させていただきます。まず、議案書21ページ、資料1をご覧ください。帯広市内小中学校の管理職と教職員からのアンケート結果について記載をしております。現在の小中学校においては、携帯電話は原則持ち込み禁止となっておりますが、体調に不安があるなどやむを得ない事情がある場合、保護者が校長の許可を得て、例外的に学校への持ち込みを認めている場合も少数でございます。管理職、教職員からは、全校40校中38校がこれまでどおり原則持ち込み禁止で良いとしております。持ち込み可とし

た方が良いと答えた学校2校につきましては、共に小学校からの意見でございました。次に22ページ、資料2をご覧ください。校長会を通して市内小学校の児童会役員の意見を聴取したものであります。様々な意見が出ておりますが、概ねこれまでどおり、持ち込み禁止で良いという意見が多いと読み取ることができます。次に23ページ、資料3をご覧ください。先ほどの資料2に同じく、校長会を通して市内中学校生徒会役員の意見を聴取したものでございます。こちらにも様々な意見が出ておりますが、概ねこれまでどおり、持ち込み禁止で良いと読み取ることができます。次に25ページ、資料4でございます。北海道の方針をもとに資料2、資料3で集まった意見を合わせ、案といたしまして、策定しました帯広市立学校における「携帯電話の取扱いに関する基本的な指導方針」を帯広市PTA連合会役員にて検討いただきました。資料4にあるとおり、参加した16名全員が原則禁止が良いとの結論となったところでございます。これまでの経緯をもとに策定したものが議案書26ページ、資料5、本市の基本方針となります。本方針では、これまでどおり小中学校とも携帯電話の持込みは原則禁止といたします。また、やむを得ない事情がある場合、校長の許可を得て例外的に持込みを認める場合があることも、これまでどおりといたします。なお、28ページのその他にあるとおり、一方的に持込みを禁止することのみとせず、各学校におきましては、携帯電話の所持に関する考え方を整理し、保護者への啓発など、携帯電話の正しい利用に関する取組みを進めるよう指導してまいります。29ページ、資料6につきましては、北海道の指導方針と本市の指導方針の比較対照表となっております。説明は以上であります。

池原教育長  
藤澤 委員

これから質疑に入ります。

読ませていただきまして、私の意見としても、持込み禁止が妥当ということを感じました。今、持込み禁止ですが、実際に中学生でスマートフォンを持っている率がどのくらいなのかわかりませんが、学校には持って来ないにしても、保護者に対しての使い方の指導方法や研修会などを行っていただきたいと感じました。それから、南商業高校の場合は、学校への持込みについて、預かりという状況なのか、その辺りについて教えていただきたいと思っております。

島田事務長

南商業高校の携帯電話、もしくは情報端末的な機器の管理につきましては、生徒の携帯電話、スマートフォンの所有率は9割以上です。生徒会が自主的に規制ラインを作っており、また、校長も学校での使用の仕方をルールとして決めています。それに沿って運用されております。朝、生徒はクラスごとに決められた箱の中に携帯電話を納め、それを職員室で預かります。帰りの会に自分のものを持って帰ります。その後は決められた場所、玄関近く、もしくはホー

ルで親と連絡を取るという使い方がされております。

藤澤 委員  
島田事務長

それでトラブルはなく運用されているということですか。

はい。いろいろなトラブルが想定されますけれど、例えば、盗撮されるといふトラブルは起こっていませんし、いじめなども報告されておられません。一方、携帯電話を持っておらず、外への連絡が取れないということも想定されますが、学校に公衆電話が1台用意されていますので、家庭に連絡ができるようになっております。

藤澤 委員  
田中 委員

ありがとうございます。

これを読ませていただいて、納得するところあり、意外だったところありというのが実際の感想です。まず、私もこれまでどおり、原則持込み禁止で構わないと思っていましたが、意外だったのは中学生が冷静で大人の対応だと思いました。23ページの黒丸の必要ないという意見を見ると、今の中学生はこんなことを言うのかという感想を持ちました。これを読むと携帯の必要性を感じていないということなのかと思います。そこでお伺いしたいのは、高校になるといきなり必要になるわけですね。今のお話だと高校生の90%が持っているということは、なぜ、そういうことになるのか考えていました。高校生になったら携帯を買ってあげるという家庭が多いのはもちろんありますけれど、高校生になるとほとんどの人が持って行きたいという話になるでしょう。この断絶感のようなことはなぜ起こるのか。高校生になり、知的レベルが上がるとか、社会性が多くなり、いろいろな人とのつながりも増えるということはあるのでしょうけれど、この格差感はずごいという印象を持ちましたので、何か所感があればお伺いしたいと思います。もう1つは、文部科学省から取り扱いを考えなさいという通知が来るということは、シンプルに考えれば、コロナの関係でいかに日本の情報化が遅れていたこととのつながりがあるのではないかと考えていました。であるとするれば、恐らく低年齢化してくる気がします。今はこういう状況ですけど、段々と中学校でも持たせるべきではないかという流れが間違いなく来るだろうという気がしています。もちろん弊害はたくさんあると思います。これから10年間で明らかに状況は変わるでしょうから、先の話になりますが、それを踏まえて、お考えがあればお伺いしたいと思います。

村松 参事

今、ご意見をいただいたところでございますけれど、高校生になって飛躍的に所持率が高くなることについては、お話にもあったとおり、義務教育が1つの節目で、家庭の中で子どもに携帯電話を与えるのに、中学校卒業という節目はあると思っております。それ以上に、義務教育から離れていくと、子どもたちの行動範囲は飛躍的に広がります。子どもの単独行動や部活動以外にもバイトなど、様々な動きの中で安全安心を考えた上でのご家庭の1つの判断として、

きっかけが15歳からというのが大きいのではないのでしょうか。さらに情報機器を使った調べもの、自分たちの興味を今はテレビではなくて、インターネットから世界の情報を得ることが簡単にできるようになっています。携帯、スマートフォンからの情報が多いので、ツールとしての必要性も出てきているのではないかと考えています。今回、小学生の児童会や中学生の生徒会からアンケートを取っています。生徒会の中には生徒全員からアンケートを取っている学校もございます。こういったことを敢えて行ったということは、今、お話にあったとおり、これから、スマートフォンや携帯電話と上手に付き合わなければならない時代に生きていく子どもたちであること。自分自身がしっかりこのことについて考えてほしいということで、校長会とお話をしながら、避けては通れない部分であるので、自分たちが考える意味で、この機会にアンケートを行わせていただいています。そのような流れの中で、子どもたち自身が今回考えたことは非常に大きいのではないかと考えており、現時点では必要ないという話を子どもたちから聞いたということは、メリットでもあると考えております。答えになっているかわかりませんが。

池原教育長  
村松 参事

文部科学省が今回検討した背景について説明をお願いします。

はい、今回の背景につきましては、非常時の連絡手段として、携帯電話やスマートフォンは有効であるという流れから、学校への持ち込みも可とするべきではないかということで、文部科学省の動きがあったということです。特に登下校につきましては、子どもの安全安心の視点で必要であるということ。私どもも十分検討したところですけど、東京、札幌、北海道、帯広など、いろいろな地域がございます。地域の交通状況、子どもたちの登校状況、子どもと親の送り迎えを含めた係わりを考えた時に、帯広市PTA連合会ともその点についてはお話させていただきまして、今回こういう形での本市の決定となったところであります。以上です。

田中 委員

ありがとうございます。来年度からタブレットが原則1人1台あたるということになり、制限はかかるでしょうけれども、小学生も中学生もインターネットに接続できるということです。そのことによって、コンピュータへの関心が膨らむのか、スマホに対して関心が膨らむのか、わからないところはありますが、いずれにせよ、何らかの形で刺激を受けることは間違いないと思います。一方、子どもにとって面白くないのは、大人が使えて、どうして子どもは使えないのかという話が出てくると思います。大人がこれだけスマホを多用している時代に、子どもはだめと言うからには、説得力のある説明を子どもと一緒に考えないといけないと思っております。参事が言われたように、非常に重要な1つのアンケートだったと思います。毎年ではなくても構いませんから、子どもの意見をどんどん聞

ける形にした方が、かえって変な使い方をしないのではないかと思います。その辺りご検討いただければと思います。以上です。

池原教育長

他になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

日程第5、その他に入ります。

その他(1)帯広市議会9月定例会の報告についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

服部 室長

帯広市議会9月定例会における質疑のうち、私から学校教育部に関する質疑の概要についてご報告いたします。議案書37ページをご覧ください。今回は一般質問18名中7名、議案審査特別委員会11名中3名、決算審査特別委員会12名中10名の議員から質問がございました。はじめに一般質問ですが、稲葉典昭議員の質問中、新型コロナウイルス感染症において、北海道や国の要請により行った全校休校の検証、今後の学校閉鎖や学年・学級閉鎖の考え方についての質問につきましては、これまでの臨時休業については、新型コロナウイルスの感染者が増加している中、子どもたちの安全、安心を第一に考えた際にはやむを得ない措置であったこと、今後の対応については、新型コロナウイルスの特性が明らかになっていく中で、感染期の対応について備えていく旨を答弁しております。次に檜山直義議員の質問中、教職員の働き方改革に係る対応についての質問では、本年1月に文部科学省において、教職員の業務量の適切な管理等に関する指針が策定され、本市においても、帯広市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定し、対応している旨を答弁しております。次に大和田三郎議員の質問中、食育推進についての質問では、今年度より始まった「帯広市民学」で食育を9年間の学びとして位置付け、十勝帯広の食に関する学びを深め、より良い食習慣や食が地域において果たしている役割を学んでいる旨を答弁しております。次に藤沢昌隆議員の質問中、大空地域のまちづくり、学校を中心としたまちづくりでは、義務教育学校を含めた小中一貫教育においては、学校・家庭・地域が連携した学校運営が行われるなど、保護者等の注目度も高く、地域の魅力の一つとなり、地域の活性化につながる旨を答弁しております。次に大平亮介議員の質問中、性自認・性的志向を尊重した学校の取組みでは、性的マイノリティで孤立感などを感じている児童生徒への支援のため、教職員の理解を深めつつ、学校内の組織的支援体制を構築する旨を答弁しております。次に菊池ルツ議員の質問中、学校教育における児童生徒の学ぶ権利に関する質問では、分散登校を機に実施された半数程度の少人数指導の効果や学ぶ権利を保障するための基盤として、20人程度の学級が望ましいのではとの質問に対し、義務教育に関する制度や基礎的な環境整備については、国が責任をもって行う

べきもの、また、8月には文部科学大臣のコメントとして、少人数学級の段階的な実施の検討が行われるとの意向が示された旨を答弁しております。次に上野庸介議員の質問中、コロナ禍における修学旅行の変更などによる影響やGOTOトラベルの支援対象となることへの影響に関する質問では、修学旅行の延期による企画料の増額分やGOTOトラベル等による減額分を保護者に対し、的確に提示していく旨を答弁しております。このほか議案審査特別委員会、決算審査特別委員会での質疑について、それぞれ記載のとおり質問があったところでございます。学校教育部に関する報告は以上であります。

石津 課長

続きまして、生涯学習部に関する質疑の概要についてご報告させていただきます。今回、一般質問では3名の議員から、議案審査特別委員会では8名の委員から質問がございました。はじめに一般質問ですが、小椋則幸議員の質問中、少子化対策につきましては、結婚支援に向けた市の取組みに関し、ノウハウを持つ民間事業者の取組みや他自治体の実施により、少子化対策にどの程度効果が現れているか情報収集に努めてまいりたいとの答弁をしております。次に林佳奈子議員の質問中、市の施設利用につきましては、学校開放事業による体育館や教室などの使用手続きに関し、これまで各学校の教職員が担ってきた利用調整や団体への対応を今年度から生涯学習部で対応することとしたが、使用状況に応じた対応窓口の違いなどの変更点が保護者などに浸透していなかったことから、今後も丁寧な周知を行う旨を答弁しております。次に木幡裕之議員の質問中、動物園と観光につきましては、動物園の魅力アップに関し、市民が撮影した動画も採用するプロモーション動画を制作し、PRイベントを実施する予定のほか、園路について、今年度実施設計を行い、今後、計画的に整備を行う予定としている旨を答弁しております。また、観光資源としての動物園に関し、動物園は、平成13年度、教育委員会が所管後、平成15年2月に北海道から博物館相当施設の指定を受けており、今後も社会教育施設としての機能を中核に据え、運営していく旨を答弁しております。このほか、その下の議案審査特別委員会では、質問はなく、39ページ、決算審査特別委員会では記載のとおり、8名の委員から質問があったところでございます。生涯学習部に関する報告は以上であります。

池原教育長  
田中 委員

これから質疑に入ります。

一般質問のところ、藤沢議員からの質問に学校ピアノの現状と更新についてとあります。一般的に考えて、小学校、中学校の吹奏楽部は大きく活動されていると思います。だからと言って、楽器をどんどん入れ替えられる現状ではないことは、ご理解されていると思います。ピアノの更新について、教育委員会の考え方とどのよう

に答弁されたのかお伺いしたいと思います。

山下 室長

学校のピアノにつきましては、かなり古くなっている現状の認識の下に質問されております。学校としては、調律に合わせてAからDランクまでの評価をさせていただいております。CとDが年々増えている認識があります。こうした現状に合わせまして、各学校には音楽室と体育館のほかに、多目的室などの各場所に実際に置いてある現状がございます。まずは音楽室と体育館には必ず必要という判断の下、程度の良いものを使用に耐えられなくなったものと交換していくことを講じた上で、今後、購入、リース等の活用において整備していく考えを答弁しております。来年度予算に向けては、検討してまいりたいと考えてございます。

池原教育長

他になければ、質疑を終結し、本件を終了します。

その他（２）今後の事業予定についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

服部 室長

学校教育部の今後の事業予定についてご報告いたします。議案書は41ページでございます。学校教育指導課に関する会議ですが、11月5日に第3回、11月13日に第4回目となります。新型コロナウイルス感染症対策に係わる帯広市学校再開に向けた方針の検討のため、帯広市学校教育推進ワーキンググループ会議を開催するものであります。以上です。

石津 課長

続きまして、生涯学習部に関する主な事業予定についてご説明いたします。42ページ、生涯学習文化課では、帯広市文化賞等の表彰式を11月3日に市民文化ホールで予定しているほか、帯広市民大学講座、健康的にダイエットなど4講座を、ご覧の日程で予定しております。次に、図書館では、市民文芸賞表彰式を11月28日に予定しているほか、図書館開館100周年記念事業として図書館の歴史をたどる貴重な資料を公開する、百年に一度の秘蔵展を11月19日から12月16日まで予定しております。次に児童会館では、46ページ、市内中学生の学習活動や研究の成果を発表する、中学生科学研究発表会を11月7日に予定しております。次に百年記念館では、48ページ、イオル再生事業、アイヌの料理体験交流会を11月29日に、とかちプラザで予定しております。次に動物園では、11月3日に夏期開園を終了いたしますが、動物園の裏側を観察する秋の裏側探検隊を11月7日に予定しております。最後に49ページ、スポーツ課では、ほっとドリームプロジェクトの一環として、スケートキングダム等をご覧の日程で予定しております。生涯学習部に関する主な事業予定のご紹介は以上であります。

池原教育長

これから質疑に入ります。

藤澤 委員

児童会館の宿泊学習についてお聞きします。市内の学校は宿泊という形では行っていないのですよね。そういう状況で、市外の学校

の受け入れについては、どのような状況で受け入れることになったのか教えてください。

井上 部長

藤澤委員のおっしゃるとおり、市内の小学校につきましては、日帰りメニューをこなしていますが、十勝管内はどうしても距離があるため、宿泊ベッド数を半分に減らして、宿泊学習という形で町村の小学校については受け入れております。

藤澤 委員

今まで市内も市外も同じように受け入れていたものを、市内の小学校は日帰り、市外の学校は感染対策を十分に受け入れていくということ、よろしいですか。

井上 部長

はい、そうです。

藤澤 委員

ありがとうございます。

池原教育長

受け入れ側の考えもあるけれど、帯広市の学校側の考え方についても説明をお願いします。

村松 参事

今回の様々な行事の取扱いについては、学校再開の方針の中でも、各小中学校に示しております。その中の1つに、泊を伴う部分については、帯広市として、そのような活動については控えましょうということで統一しております。帯広市内の小学校については泊を伴わないとして、児童会館については、日帰りの形で全市一斉に決まっております。町村につきましては、教育委員会や学校の考え方が市の方針に当てはまらないものですから、そういった対応となっております。

藤澤 委員

ありがとうございます。

田中 委員

1点だけお聞きします。図書館開館100周年になるのですね。広報にも大々的に掲載されていたと思います。44ページに100周年の記念事業が載っておりますが、事業概要はこれが公になる文章だと理解していいのでしょうか。つまり、超貴重資料を百年に一度だけ大公開しますということは、今まで一度も公開したことのない資料だと理解しますが、もっと派手に宣伝した方がいいのではないかと思います。恐らく寄稿本だとか、想像できるのは、中城ふみ子の直筆の何かだとか、多少、内容のご紹介をしてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

永田副主幹

図書館100周年の百年に一度だけの公開につきまして、具体的なものとしましては図書館に収蔵しております、当初から保管しておりました古い新聞に東条英機が出ていたり、どこからの寄贈かはわかりませんが、御成敗式目などを公開する予定です。今、委員からおっしゃられたように、情報についても公開してまいりたいと思います。

田中 委員

折角なので、ぜひよろしくをお願いします。

池原教育長

他になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

その他(3) 寄附受納についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

服部 室長

学校教育部の寄附についてご報告いたします。議案書は 51 ページからでございます。企画総務課担当分として、帯広市立明和小学校開校 30 周年記念事業協賛会様より、明和小学校の教育環境の充実を図るため、外壁装飾シート一式のご寄附をいただいております。次に学校地域連携課担当分として、地域ぐるみで子どもを応援する活動の推進のため、市外在住の方より 89 件、計 153 万 8 千円をご寄附いただいております。最後に 56 ページをご覧ください。学校教育課担当分として、学校教育の振興のための奨学事業や教育の研究に役立てるため、市外在住の方より 34 件、計 57 万円をご寄附いただいております。学校教育部からは以上でございます。

石津 課長

続きまして、生涯学習部に関する寄附につきましてご報告いたします。はじめに 60 ページ、生涯学習文化課では、風土に根ざした文化の振興のためとして、市外在住の方より 20 件、計 38 万円をご寄附いただいております。次に 61 ページ、図書館では、図書館の図書購入のためとして、市内及び市外在住の方より、18 件、計 154 万 2 千円をご寄附いただいております。次に 62 ページ、動物園では、はじめに物品 1 件につきまして、帯広市パークゴルフ協会様より動物園来園者の利便に供するためとして、車椅子 2 台、休憩用ベンチ 7 脚をいただいております。今回の寄附が初めてでございます。また、動物展示施設等の整備及び動物の購入のためとして、市外在住の方より 46 件、計 113 万 1 千円をご寄附いただいております。最後に 65 ページ、スポーツ課では、はじめに、東日本富士新道路株式会社様より、よつ葉アリーナ十勝の利便性向上のためとして、デジタルサイネージ一式、検温・消毒器をいただいております。また、スポーツの振興のためとして、市外在住の方より 12 件、計 16 万 5 千円をご寄附いただいております。生涯学習部からは以上でございます。

池原教育長

これから質疑に入ります。

各 委 員

ありません。

池原教育長

別になければ、質疑を終結し、本件を終了します。

事 務 局

事務局からその他説明事項はありますか。

池原教育長

ございません。

各 委 員

事務局からは特にないようですが、各委員から他にご意見、ご質問等があれば、お受けいたします。

池原教育長

ありません。

別になければ、ここで会議の進め方についてお諮りいたします。

日程第 6 の案件については、帯広市教育委員会会議規則第 16 条第 1 項第 2 号、日程第 7 の案件については、同項第 5 号により非公開に、日程第 8 の案件については、同項第 1 号により秘密会にしたいと存じます。

各 委 員  
池原教育長

これにご異議ありませんか。

異議なし。

ご異議なしと認め、そのとおり取り扱いたします。

これより会議を非公開といたします。

日程第 6、議案第 60 号、職員の人事についてを議題といたします。  
直ちに説明を求めます。

広瀬 部長

議案第 60 号、職員の人事につきましてご説明いたします。議案書 1 ページをご覧ください。本案は帯広南商業高等学校にて産前産後休暇を取得する教員がおりますことから、休暇期間であります令和 2 年 11 月 2 日から令和 3 年 2 月 20 日までの間、代替となる臨時的任用教員を任用しようとするものでございます。説明は以上です。

これから質疑に入ります。

池原教育長  
各 委 員  
池原教育長

ありません。

別になければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第 60 号、職員の人事については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員  
池原教育長

異議なし。

ご異議なしと認め、議案第 60 号は決定されました。

日程第 7、議案第 62 号、令和 2 年度帯広市市民文芸賞及び市民文芸準賞の決定についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

井上 部長

議案第 62 号、令和 2 年度帯広市市民文芸賞及び市民文芸準賞の決定についてご説明いたします。議案書は 5 ページでございます。本案は令和 2 年度帯広市市民文芸賞及び市民文芸準賞につきまして、帯広市市民文芸誌に関する規則第 5 条の規定に基づき、決定しようとするものでございます。今年度の作品募集では、113 名の方から 1,181 作品の応募がございまして、去る 9 月 24 日に帯広市市民文芸誌編集委員会を開催したところであります。その結果、市民文芸賞につきましては、該当作なし、市民文芸準賞には、身近な題材を用いて、相互扶助の大切さを子どもに伝えてくれる心温まる作品を書いた、童話「みんなのころりん村」の 1 作品について、ご推薦をいただいたところでございます。なお、次のページに掲載の「推薦のことば」は、委員会の童話選考担当よりいただいた原文を載せております。この作品は数ある作品の中でも特に高く評価できるものであり、市民文芸賞に至らずも、市民文芸準賞の候補としたものでございます。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。説明は以上であります。

これから質疑に入ります。

池原教育長  
各 委 員

ありません。

池原教育長

別になければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第 62 号、令和 2 年度帯広市市民文芸賞及び市民文芸準賞の決定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

池原教育長

ご異議なしと認め、議案第 62 号は決定されました。

井上 部長

ただ今、議決いただきました、市民文芸準賞についての今後日程につきまして、若干ご説明させていただきます。記者レクチャーを 10 月 31 日に図書館 3 階会議室で行い、11 月 28 日に図書館 1 階多目的視聴覚室にて表彰式を実施予定でございます。なお、帯広市市民文芸誌編集委員会が主催の例年開催しております、発刊を祝う会につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、今年度は中止といたします。説明は以上でございます。

池原教育長

今の説明について、何かございますか。

各 委 員

ありません。

池原教育長

それでは、これより、会議を秘密会といたします。

(以下 非公開)

池原教育長

以上で本日の日程はすべて終わりました。

これをもちまして、令和 2 年第 23 回帯広市教育委員会会議を閉会いたします。